

改正

昭和52年 8 月10日規則第16号

昭和58年 4 月 1 日規則第 3 号

平成 4 年 1 月30日規則第 4 号

平成 6 年 6 月 1 日規則第18号

平成12年10月 4 日規則第27号

平成15年 3 月28日規則第13号

平成15年 7 月23日規則第23号

平成16年 4 月 1 日規則第12号

平成16年 6 月24日規則第13号

平成18年11月28日規則第31号

平成20年 3 月31日規則第10号

平成20年10月27日規則第30号

平成21年 6 月25日規則第25号

平成21年12月22日規則第39号

平成26年 2 月24日規則第 2 号

平成27年 3 月11日規則第13号

平成27年 3 月31日規則第33号

平成28年 5 月28日規則第27号

令和元年 9 月30日規則第35号

令和 2 年 3 月31日規則第14号

令和 7 年 3 月31日規則第13号

豊見城市契約規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 一般競争入札（第 2 条―第18条）

第 3 章 指名競争入札（第19条―第21条）

第 4 章 随意契約（第22条―第25条）

第5章 せり売り（第26条―第28条）

第6章 契約保証金等（第29条―第35条）

第7章 契約の締結（第36条―第44条）

第8章 監督及び検査（第45条―第49条）

第9章 契約代金等（第50条―第52条）

第10章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定によって締結する契約の処理方法を定め、もって財務の健全な運用を期することを目的とする。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札参加資格者）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、告示するものとする。

第3条 前条に規定する告示があったときは、一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）により、市長に資格の審査を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、身分証明書、納税証明書その他市長が定める書類を添付しなければならない。

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請人が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申請人に審査の結果を通知するとともに当該資格を有するものについては、一般競争入札参加資格者名簿（様式第2号）に記載するものとする。

（一般競争入札の公告）

第5条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日10日前までに新聞、掲示その他の方法によって公告しなければならない。ただし、急を要する場合はその期間を5日前までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

（1）入札に付する事項

（2）入札の日時及び場所

- (3) 入札に必要な書類を提示する場所
- (4) 開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前金払その他契約金の支払方法及び条件
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 前各号のほか、必要な事項

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を納付しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 政府の保証する債券
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形
- (5) 定期預金債権及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書（以下「郵便為替証書」という。）
- (6) 市長が確実と認める社債

(入札保証金に代わる担保の価値)

第8条 前条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額。第6号及び第29条の3において同じ。）の100分の80に相当する金額
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額。第29条の3において同じ。）

(5) 定期預金債権及び郵便為替証書 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 市長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額の100分の80に相当する金額

- 2 前項第5号の定期預金債権が提供されたとき（第29条の3の定期預金債権が提供されたときを含む。）は、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は市長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付ある書面を提出させなければならない。

（入札保証金の免除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第6条の規定にかかわらず、入札保証金を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行しており、かつ、契約締結をしないおそれがないと認められるとき。

(3) 指名競争入札で指名を受けたとき。

- 2 前項第1号に規定する者が入札保証金の免除を受けようとするときは当該入札保証保険証書を、同項第2号に規定する者が入札保証金の免除を受けようとするときはこれを証する書面をそれぞれ提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により入札保証金の免除を受けた者が落札者となった場合において契約を締結しないときは、当該入札保証金に係る相当額を違約金として徴収するものとする。

（入札保証金の還付）

第10条 入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金の納付後、その他の者に対しては落札者の決定後これを還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第30条の規定により契約保証金を免除することとした場合においては、契約締結後これを還付する。

3 入札保証金等には、利子を付さない。

4 入札保証金等は、契約保証金に充当することができる。

（予定価格）

第11条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、これを定めることができる。

2 予定価格は、仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約期限の長短等を考慮して定めるものとする。

3 入札を執行する職員は、入札に付する事項の予定価格書（様式第3号）を封書にし、開札の際、開札の場所に置かなければならない。ただし、予定価格を入札に付す前に公表する場合は、封書にすることを要しない。

（最低制限価格）

第12条 入札を執行する職員は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格が設けられた場合においては、最低制限価格書（様式第4号）を封書にし、開札の際、開札の場所に置かなければならない。

（低入札調査基準価格）

第12条の2 入札を執行する職員は、低入札調査基準価格（令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格をいう。以下同じ。）が設けられた場合においては、低入札調査基準価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の入札前公表）

第12条の3 市長は、必要と認めるときは、予定価格を入札に付す前に公表することができる。

（入札）

第13条 一般競争入札に参加しようとする者は、必要な事項を記入し、記名押印した入札書（様式第5号）を、所定の時間内に入札箱に投入しなければならない。

2 書留郵便をもって所定の時間内に到達した入札書は、前項の入札箱への投入とみなす。

3 前項の書留郵便は、契約担当課長に親展として送付しなければならない。

4 代理人をもって入札に参加しようとする者は、入札前にその委任状及びその代理人について第3条第2項の証明書その他必要な書類を提出しなければならない。ただし、第2項の書留郵便による場合にあっては、証明書等を入札書と同封しなければならない。

5 第1項又は第2項若しくは前項の規定により入札書を提出する場合にあっては、第6条の規定による入札保証金の納付を証する書面を添付しなければならない。

（入札の辞退）

第13条の2 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 一般競争入札に参加しようとする者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第6号）を契約担当官などに直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(3) 所定の日時までに入札保証金等の納付がないとき。

(4) 同一事項について2通以上の入札をしたとき。

(5) 入札書の記載金額を訂正した場合において、訂正印のない入札、又は金額が不明瞭なとき。

(6) 入札書に記名押印がないとき。

(7) 入札に関し不正な行為があつたとき。

(8) 積算見積書又は内訳書提出の請求があつた場合において、積算見積書又は内訳書の未提出あるいは不備があつたとき。

(9) その他この規則の当該規定又は入札条件に違反したとき。

（再度入札）

第15条 令第167条の8第3項に規定する再度入札の場合においては、前条第3号の規定は適用しない。

（落札）

第16条 令第167条の9の規定により、落札者を決定したときは、その旨を入札書に記入して、くじの相手方又はこれらの者に代ってくじを引いた職員が記名押印しなければならない。

第17条 落札者が決定したときは、口頭又は文書で当該落札者に通知しなければならない。

第18条 入札を執行する職員は、入札を完了した場合においては、入札（見積）結果報告書（様式第7号）を作成し、市長に報告しなければならない。ただし、総合評価方式（令第167条の10の2第1項の規定により、価格その他の要素を総合的に評価して落札者を決定する競争入札方式をい

う。以下同じ。)を完了した場合においては、入札結果報告書(総合評価方式)(様式第8号)を作成し、市長に報告しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格)

第19条 市長は、令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、告示するものとする。

第20条 前条に規定する告示があったときは、指名競争入札に参加しようとする者は、豊見城市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程(平成4年豊見城市訓令第3号)第4条第2項で定めた期間内に指名競争入札参加資格審査申請書(様式第9号)により、市長に資格の審査を申請しなければならない。

2 前項の申請を行う場合、その契約の目的に応じて、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、前項により審査し、毎会計年度の指名競争入札参加資格者を定めたときは、これを公示しなければならない。

4 市長は、指名競争入札に付する場合においては、前項の規定により定めた参加資格者の中からなるべく5人以上を指名しなければならない。

5 前項の規定による指名は、指名競争入札参加通知書(様式第10号)により行うものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第21条 第6条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる額等)

第22条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。

(2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格)

第23条 随意契約により契約を締結しようとする場合においては、当該予算の範囲内で、第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2 前項の規定により予定価格を定める場合において、前条第1項各号に掲げる種類ごとに当該各号に定める額の範囲内においては、予定価格調書の作成を省略し、予算執行伺をもってこれに代えることができる。

(見積書)

第24条 随意契約により契約を締結しようとする場合においては、2人以上の者から当該契約に係る見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴することですりる。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

(2) 市場価格が一定している物品を購入するとき。

(3) 1件の金額が5万円以上10万円未満の契約を締結しようとするとき。

(4) 2人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略することができる。

(1) 新聞その他の定期刊行物及び例規等の追録を購入するとき。

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は令第152条第1項に規定する法人と随意契約を締結するとき。

(3) 季節がある産物又は腐敗のおそれがある物品の購入で、見積書を取る暇がないとき。

(4) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。

(5) 1件の金額が5万円未満の契約を締結しようとするとき。

(準用)

第25条 第17条及び第18条の規定は、随意契約により契約を締結する場合にこれを準用する。

第5章 せり売り

(参加申込)

第26条 せり売りに参加しようとする者は、せり売り申込書（様式第11号）に入札保証金等を納付した証書の写しを添付し、契約担当課長に提出しなければならない。

（契約の相手方）

第27条 せり売りの方法は、口頭により行い、最高の価格をもって申込みした者を契約の相手方とする。

（準用）

第28条 第2条、第3条第2項、第4条から第12条まで、第14条、第17条及び第18条の規定は、せり売りについてこれを準用する。

第6章 契約保証金等

（契約保証金の額）

第29条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

2 契約の相手方は、契約を締結しようとするときは、前項に規定する契約保証金を納付しなければならない。この場合において、第10条第4項の規定により入札保証金を充当した場合においては、その差額を納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合における契約保証金の額は、その都度市長が定める。

4 前2項の規定による契約保証金には、利子は付さない。

（契約保証金に代わる担保）

第29条の2 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- （1） 国債又は地方債
- （2） 政府の保証する債券
- （3） 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- （4） 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形
- （5） 定期預金債権及び郵便為替証書
- （6） 市長が確実と認める社債
- （7） 市長が確実と認める金融機関の保証
- （8） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(契約保証金に代わる担保の価値)

第29条の3 前条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する債券 額面金額又は登録金額の100分の80に相当する金額
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形 手形金額
- (5) 定期預金債権及び郵便為替証書 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 市長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額の100分の80に相当する金額
- (7) 市長が確実と認める金融機関の保証 保証金額
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額

(契約保証金の免除)

第30条 市長は、次に掲げるときにおいては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する入札に参加する資格を有する者と契約（建設工事を除く。）を締結する場合において、その者が過去2年間に本市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 令第169条の7第2項に基づき延納を認める場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売払う契約を締結しようとする場合において、その代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が第22条第1項に規定する額を超えないものであり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 工事請負契約及び委託契約において、契約金額が200万円以下のとき。

- (8) 国若しくは地方公共団体又は公法人と直接契約を締結するとき。
- (9) 市の事務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価及び訴訟等を随意契約により委託する場合において、契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 200万円を超える委託契約において、相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (11) 市長の認める保証人を立てたとき。
- (12) その他市長が特に契約保証金を納める必要がないと認めるとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(契約保証金の充当)

第31条 契約保証金は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場合において過不足が生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。

(契約保証金等の還付)

第32条 契約保証金又は契約保証金に代えて提供させた担保は、契約の履行後これを還付する。ただし、契約により担保義務が存続する間は、その全部又は一部を留保することができる。

(保証人)

第33条 市長は、必要と認めるときは、契約保証人（以下この章において「保証人」という。）を立てさせることができる。

2 前項に規定する保証人は、当該契約の種類及び金額に応じ、指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、市長において承認したものでなければならない。

第34条 前条に規定する保証人は、次条の規定により履行の請求があったときは、当該契約から生ずる一切の義務を履行しなければならない。

第35条 市長は、保証人を立てさせる場合において、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、その保証人に対し、その履行を請求することができる。

- (1) 契約期間内に義務を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なくして義務の履行に着手しないとき。
- (3) 令第167条の4の規定による入札無資格者となったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。

第7章 契約の締結

(契約書の作成)

第36条 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 契約解除の要件
- (13) 登記の時期及び費用負担
- (14) その他必要な事項

2 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約の場合には、同法第19条の規定によるもののほか、前項の規定によらなければならない。

（契約書作成の省略）

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。

ただし、不動産に係る契約及び豊見城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年豊見城市条例第18号）に基づく契約については、この限りでない。

- (1) 契約金額が40万円以下のとき。
- (2) 官公署と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (5) 災害等で緊急を要するとき。
- (6) その他市長が契約書の作成を要しないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、契約に関し必要な見積書又は公文書その他適当な書類を徴するものとする。

(仮契約)

第38条 議会の議決に付すべき契約を締結しようとする場合においては、市長は、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を契約の相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約の締結について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第39条 市長は、契約の相手方に契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約の目的を第三者に一括して請け負わせ、若しくは委任し、譲渡し、承継し、又は担保に供させるように契約してはならない。ただし、特別の必要があつて市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約期限又は期間の延長)

第40条 市長は、契約の相手方が天災その他やむを得ない理由によって期限内に契約の履行ができないとして履行期限の延長の申出があつたときは、その事実を確認し、履行期限を延長することができる。この場合において、延長の期限は双方協議して定めるものとする。

(履行遅滞)

第41条 市長は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により、契約期間内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金を徴収して承認することができる。

2 前項の違約金は、契約代金支払いのときに控除し、その額が支払額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(契約の解除及び違約金)

第42条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正な行為があつたとき。
- (2) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) その他契約条項に違反する行為があつたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、契約の相手方は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を市長が定める期限までに市に納付しなければならない。

- 3 前2項の場合において、第29条第1項又は第29条の2に規定する契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保を違約金に充当できるものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する場合を除くほか、やむを得ない理由があるときは、契約の相手方と協議のうえ当該契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又はその履行を中止することができる。
- 5 第1項及び前項の規定による当該契約の解除、内容変更又は履行中止を行った場合は、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。
- 6 市長は、第4項の場合において契約の相手方が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の相手方の解除権)

第43条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 市長の責めに帰すべき理由により、契約の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、一部中止の場合、その一部を除いた他の部分が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 市長が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市長に請求することができる。

(契約解除に伴う措置等)

第44条 契約を解除した場合においては、履行部分を検査の上、市長が相当と認める金額を支払い、履行部分を本市に帰属させることができる。

第8章 監督及び検査

(監督職員等)

第45条 契約の適正な履行を確保するために行う監督は、市長が命ずる職員又は令第167条の15第4項の規定により市長から委託を受けた者（以下「監督職員等」という。）がこれを行う。

- 2 この規則に定めるもののほか、監督の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

(検査職員等)

第46条 契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認を含む。以下同じ。）をするために行う検査は、市長が命ずる職員又

は令第167条の15第4項の規定により市長から検査の委託を受けた者(以下「検査職員等」という。)がこれを行う。

2 この規則に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

(兼職の禁止)

第47条 検査職員等の職務は、特別の理由がある場合を除き、監督職員等の職務を兼ねることができない。

(検査)

第48条 検査職員等は、契約の相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から起算して工事については14日、その他の給付については10日以内の日を定めて契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

2 前項の検査は、契約書、設計図その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、当該給付の内容及び数量等について行うものとする。

3 検査職員等は、前項の規定による検査の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。

4 検査職員等は、検査をした場合には、検査調書を作成し、市長に報告しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認められるときは、契約の相手方に対し必要な処置をすることを求めなければならない。

(引渡し)

第49条 契約の相手方は、完成検査（指定部分検査及び一部完了検査を含む。）に合格し、検査合格の通知を受けたときは、速やかに監督職員等の立会いの下で、目的物を引き渡さなければならない。

第9章 契約代金等

(支払の時期)

第50条 市長は、給付の完了の確認のための検査に合格した契約の相手方から適法な請求書の提出を受けたときは、その日から起算して、工事にあつては40日、その他の契約にあつては30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(前金払の際の保証人等)

第51条 市長は、前金払をするときは、連帯保証人を立てさせ、又は前金払の額相当の担保を提供させなければならない。ただし、令附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定により前金払をする場合又はその必要がないと認められる場合は、この限

りでない。

- 2 前項の連帯保証人は、令第167条の4の規定に該当せず、かつ、保証能力が確実な者でなければならない。

(部分払)

第52条 市長は、契約に定めるところにより、契約の相手方に対し、工事若しくは製造等の既済部分又は物件の既納部分につき、完成前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。この場合において、契約の相手方は、既済部分検査申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造等についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入についてはその既納部分に対する代価を超えることはできない。ただし、継続事業等で年度末に部分払いをする場合又は性質上分割計算のできる場合は、その既済部分の代価の全額までを支払うことができる。
- 3 前金払を受けたものに対する部分払の支払額は、その既済部分又は既納部分に应ずる前金払の額を控除するものとする。

第10章 雑則

(その他)

第53条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に契約締結し、履行中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和52年8月10日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年1月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年6月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月4日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3 月28日規則第13号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 7 月23日規則第23号）

この規則は、平成15年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 6 月24日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月28日規則第31号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）附則第 3 条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の社債等登録法の規定により登録されている社債については、改正前の豊見城市契約規則第 7 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年10月27日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 6 月25日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行し、同日以後に入札の公告及び指名の通知（随意契約における見積りの依頼を含む。以下同じ。）を行う契約について適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の豊見城市契約規則の規定により入札の公告及び指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月22日規則第39号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 2 月24日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に行われる第18条の規定による入札（見積）結果報告又は第20条第 5 項の規定による指名競争入札参加通知であって、この規則の施行の日以後の契約に係るものについては、改正後の様式第 7 号又は様式第 9 号の例によるものとする。

附 則（平成27年 3 月11日規則第13号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第33号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月28日規則第27号）

この規則は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に行われる第18条の規定による入札（見積）結果報告又は第20条第 5 項の規定による指名競争入札参加通知であって、この規則の施行の日以後の契約に係るものについては、改正後の様式第 7 号又は様式第 9 号の例によるものとする。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第14号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（豊見城市規則で定める押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 2 豊見城市規則で定める押印の取扱いの特例に関する規則（令和 4 年豊見城市規則第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）